

【法務省】

令和2年度 個別事業のフルコスト情報の開示 (ダイジェスト版)

- ・更生保護施設整備事業への補助事業
(補助金・給付金事業型：外部機関利用型)
- ・司法書士試験業務
(受益者負担事業型：単独型)
- ・矯正業務
(その他事業型：単独型)
- ・人権相談業務
(その他事業型：単独型)
- ・訟務業務
(その他事業型：単独型)
- ・出入国在留管理業務
(その他事業型：単独型)

【法務省】

更生保護施設整備事業への

補助業務

(補助金・給付金事業型

：外部機関利用型)

補助金・給付金事業型

本事業に関連する令和3年度の行政事業レビューシートの事業番号(0027)

【法務省】更生保護施設整備事業への補助業務

業務の概要

更生保護法人が設置する更生保護施設(全国に約100施設)について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助するものとなります。

なお、更生保護施設の施設整備を計画的に推進するため、平成6年度に「第一次更生保護施設整備5か年計画」を策定して以降、平成11年度、平成16年度、平成21年度、平成26年度、令和元年度と当該5か年計画を更新しています。

フルコスト(間接コスト) 8,052万円

(内訳)

人にかかるコスト	3,841万円
物にかかるコスト	257万円
庁舎等(減価償却費)	347万円
事業コスト	3,606万円

(参考)自己収入	一億円
資源配分額 (現金給付等)	3.4億円

単位当たりコスト

事業数1件当たりコスト: 447.3万円

(参考)単位:実施事業数 18件

国民1人当たりコスト: 0.6円

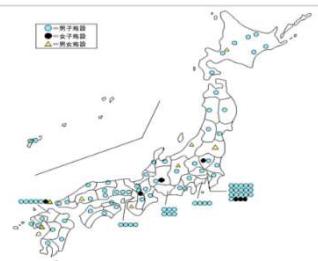
(参考)単位:総人口 123,250,274人

間接コスト率

23.2%



更生保護施設の外観



各都道府県1以上設置

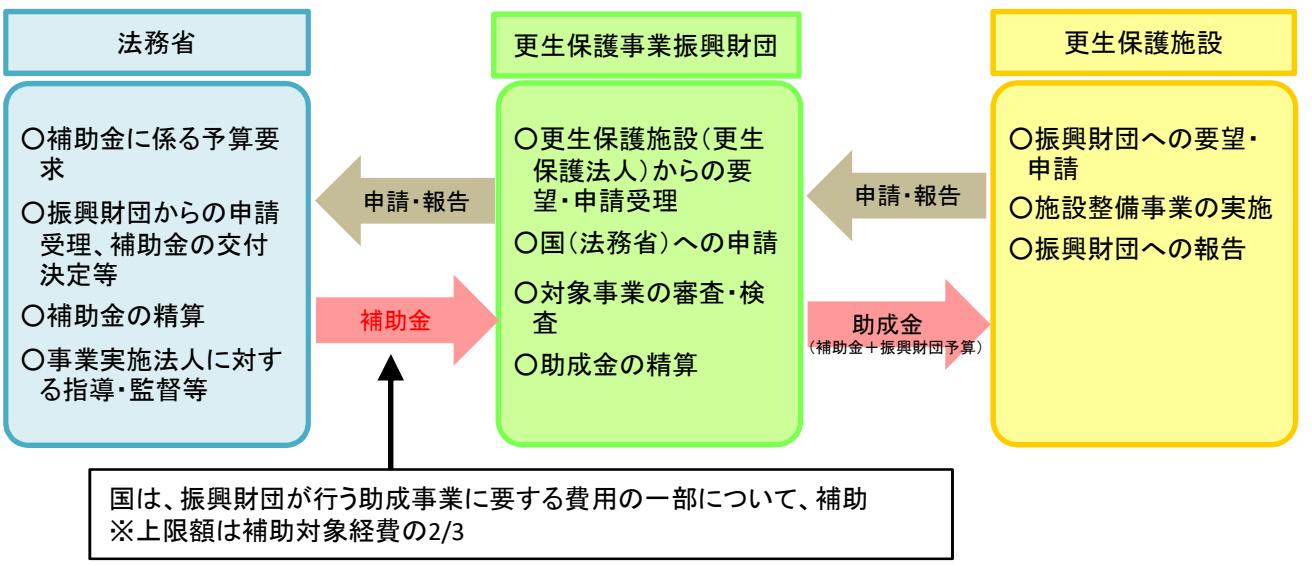


更生保護施設の処遇の様子

フルコスト

更生保護施設整備事業への補助業務の流れ(概要)

- 更生保護施設整備事業は、国(法務省)が、更生保護法人更生保護事業振興財団を通して、各更生保護施設(更生保護法人)に助成する間接保護事業と位置づけられています。



【法務省】

司法書士試験業務

(受益者負担事業型：単独型)

受益者負担事業型

本事業に関連する令和3年度の行政事業レビューシートの事業番号(0002)

【法務省】司法書士試験業務

業務の概要

司法書士試験は、司法書士に必要な知識及び能力を有するかどうかについて筆記及び口述試験を行うものであり、合格者に司法書士の国家資格を付与することで、司法書士の業務の適性化を図ることによって、登記・供託に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって、国民の権利の保護・明確化に寄与しています。

フルコスト 1.4億円

(内訳)

人にかかるコスト	0.5億円
物にかかるコスト	0.8億円
庁舎等(減価償却費)	0.0億円
事業コスト	一億円
(参考)自己収入	1.1億円
資源配分額 (現金給付等)	一億円

単位当たりコスト

出願者数1人当たりコスト: 10,169円
(参考)単位:出願者数 14,431人

国民1人当たりコスト: 1円
(参考)単位:総人口 123,250,274人

自己収入比率

78.6%

令和2年度試験スケジュール

令和2年8月	受験申請受付
令和2年9月	筆記試験
令和2年12月	筆記試験結果発表
	筆記試験合格通知書 (口述試験通知書)発送
令和3年1月	口述試験
令和3年2月	最終合格者発表
	合格証書交付

令和2年度 試験問題 (午前の部)

注意

ご配布した答案用紙の該当欄に、試験問題表紙の記入欄に従って、受験地名を必ず記入してください。答案用紙に受験地及び受験番号をマークする以下の位を間違えないようにしてください。

時間は、2時間です。

問題は、全て多肢選択式で、全部で35問あり、105点満点です。

答は、答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例をつぶす方法でマークしてください。

各欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇用いる欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチックなど消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、(A)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鈴籠を複数は、無効とします。

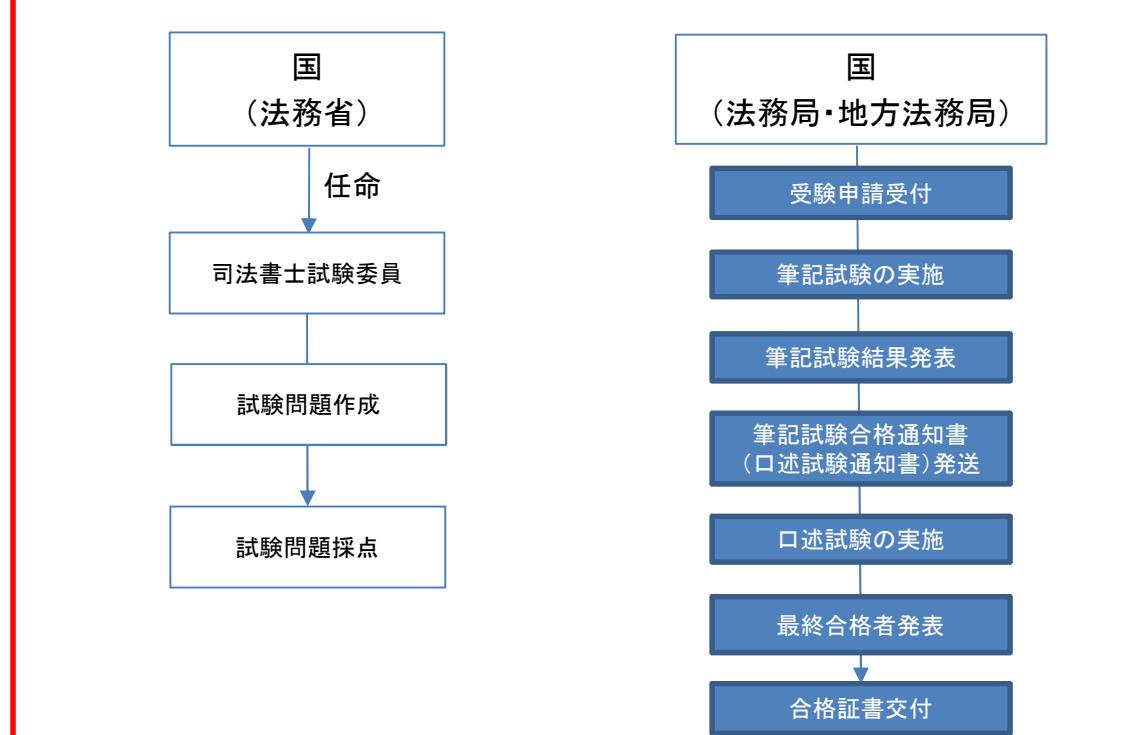
答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(後、これらを記入することは、認められません)。

答案紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしません。

問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、違反時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。

司法書士試験業務の流れ

フルコスト



【法務省】

矯正業務

(その他事業型：単独型)

その他事業型

【法務省】矯正業務

本事業に関連する令和3年度の行政事業
レビューシートの事業番号
(0018) (0019) (0020) (0021) (0022)
(0023) (0024) (0025) (0026)

業務の概要

矯正業務では、被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、刑事施設においては、作業や改善指導等、少年施設においては、教科指導や職業指導等、適切な処遇を実現することによって、刑事・少年司法手続の円滑な運営に寄与し、犯罪・非行を犯した者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせないという役割を担っています。

フルコスト 2,560.1億円

(内訳)

人にかかるコスト	1,593.5億円
物にかかるコスト	106.9億円
庁舎等(減価償却費)	144.3億円
事業コスト	715.2億円

(参考)自己収入 28.0億円
資源配分額(現金給付等) 一億円

単位当たりコスト

被収容者1日当たりコスト: 14,384円
(参考)単位:被収容者数 48,760人

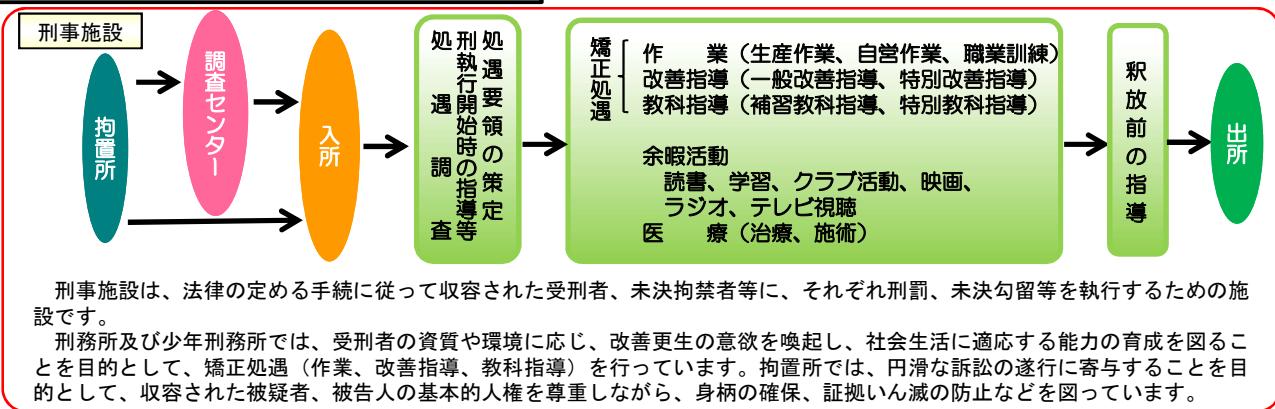
国民1人当たりコスト: 2,077円
(参考)単位:総人口 123,250,274人

主な保有資産

無形固定資産(システム): 2.8億円
無形固定資産(システム): 1.2億円

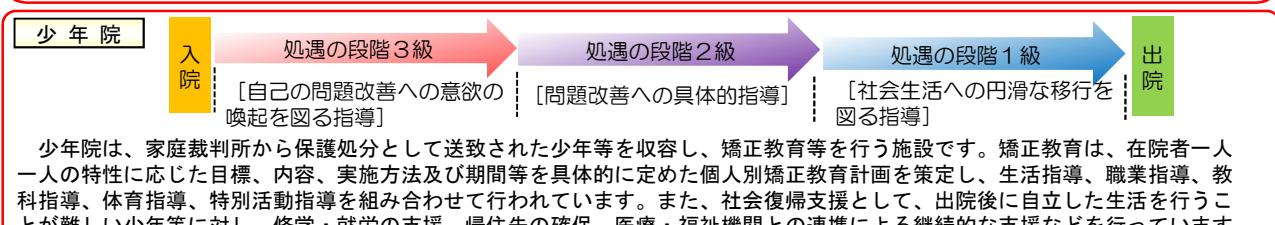


矯正業務の流れ

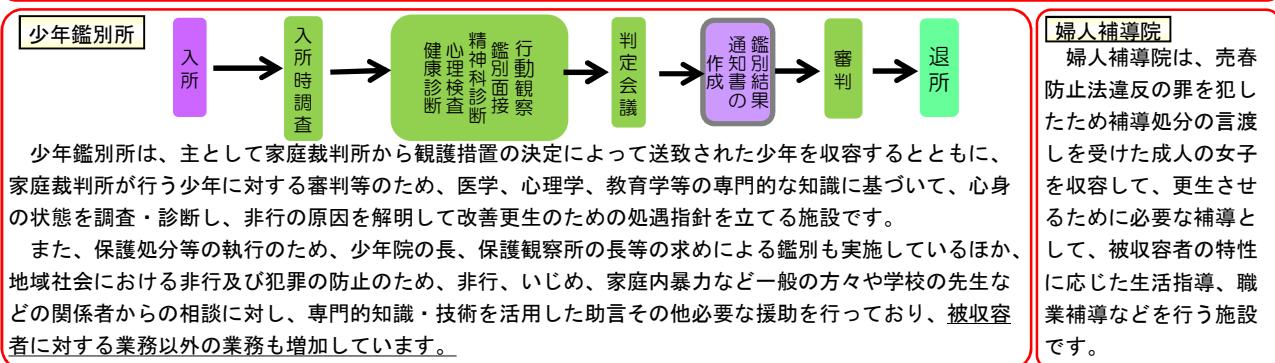


刑事施設は、法律の定める手続に従って収容された受刑者、未決拘禁者等に、それぞれ刑罰、未決勾留等を執行するための施設です。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者の資質や環境に応じ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図ることを目的として、矯正処遇（作業、改善指導、教科指導）を行っています。拘置所では、円滑な訴訟の遂行に寄与することを目的として、収容された被疑者、被告人の基本的人権を尊重しながら、身柄の確保、証拠いん減の防止などを図っています。



少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育等を行う施設です。矯正教育は、在院者一人一人の特性に応じた目標、内容、実施方法及び期間等を具体的に定めた個人別矯正教育計画を策定し、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせて行われています。また、社会復帰支援として、出院後に自立した生活を行うことが難しい少年等に対し、修学・就労の支援、帰住先の確保、医療・福祉機関との連携による継続的な支援などを行っています。



【法務省】

人権相談業務

(その他事業型：単独型)

その他事業型

本事業に関連する令和3年度の行政事業
レビューシートの事業番号(0054)

【法務省】人権相談業務

業務の概要

人権相談業務では、全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局における常設相談所やデパート等における特設相談所での面談のほか、手紙、電話、インターネット等により相談に応じています。

フルコスト 9.7億円

(内訳)

人にかかるコスト	3.5億円
物にかかるコスト	0.2億円
庁舎等(減価償却費)	0.3億円
事業コスト	5.6億円

(参考)自己収入 一億円
資源配分額(現金給付等) 一億円

単位当たりコスト

人権相談1件当たりコスト:5,635円

(参考)単位:人権相談件数 173,634件

国民1人当たりコスト: 7円

(参考)単位:総人口 123,250,274人

主な保有資産

無形固定資産(システム):719.9万円



人権相談業務の流れ

フルコスト

①相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について、面談、手紙、電話、インターネット等において相談をお受けします。

- 常設相談所…法務局・地方法務局・支局
- 特設相談所…市町村役場・商業施設・社会福祉施設等
- 手紙…子どもの人権SOSミニレター
- 電話…みんなの人権110番・子どもの人権110番・女性の人権ホットライン・外国語人権相談ダイヤル
- インターネット…インターネット人権相談受付窓口(メール相談)

②調査

関係者の協力のもと、速やかに調査を行います。

③侵犯事実の有無を判断

調査を受けて、侵犯事実が認められるかどうかを判断します。

④救済のための措置

侵犯事実の有無の判断を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講じます。

⑤処理結果通知・アフターケア

救済手続終了後は、処理結果を通知します。また、必要に応じ、関係機関と連携して、アフターケアを行います。

訟務業務

(その他事業型：単独型)

その他事業型

【法務省】訟務業務

本事業に関連する令和3年度の行政事業レビューシートの事業番号(0059)

業務の概要

訟務業務では、法務省訟務局、法務局及び地方法務局において、国を当事者(原告・被告)とする訴訟について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動(訟務)を行っています。また、訴訟を未然に防ぐための予防司法支援、国益に関わる国際訴訟等への支援を行っています。

フルコスト 53.1億円

(内訳)

人にかかるコスト	32.7億円
物にかかるコスト	2.2億円
庁舎等(減価償却費)	2.9億円
事業コスト	15.1億円

(参考)自己収入	一億円
資源配分額(現金給付等)	一億円

単位当たりコスト

処理事件当たりコスト: 108.8万円
(参考)単位:処理事件数 4,882件

国民1人当たりコスト: 43円
(参考)単位:総人口 123,250,274人

主な保有資産

無形固定資産(システム): 0.5億円
無形固定資産(システム): 987.2万円



訟務局の主な所管業務

訴訟追行

国を当事者とする訴訟には、公権力の行使に当たる公務員の違法行為や公の营造物の設置管理の瑕疵を理由とする国家賠償訴訟や行政処分の取消しなどを求める行政訴訟などがあります。

訟務局では、司法の一翼を担う者として、これらの訴訟について国の立場から統一的かつ適正な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な紛争解決の実現に寄与しています。

予防司法(予防司法支援制度)

政府部内の法律専門家として、各行政機関が抱える法律問題について、各行政機関からの照会に応じて、国全体の立場から適切な法律上の意見を述べることによって、法律問題の適正な解決に資するとともに、紛争を未然に防止する役割も果たしています。

国際訟務

政治、経済を始め様々な分野でグローバル化が進展する中、我が国が他国の裁判所や国際機関における裁判に巻き込まれる事態の増加が予想されるところ、国益に関わる国際的な法律問題についても、訟務局の主張立証等の知見・ノウハウを活用して、外務省を始めとする関係府省庁と連携しつつ適切に対応しています。

国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、「法律による行政の原理」を実現

【法務省】

出入国在留管理業務
(その他事業型：単独型)

その他事業型

【法務省】出入国在留管理業務

本事業に関連する令和3年度の行政事業
レビューシートの事業番号(0060)(0061)
(0062)(0063)(0064)(0065)(0066)

業務の概要

出入国在留管理業務は、日本に入国又は出国する全ての人の出入国及び日本に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的としており、主に日本に出入国する人の審査・確認や、日本に在留する外国人の在留資格の更新・変更等のほか、日本に不法に滞在する外国人の取締りや日本にいる外国人が難民に該当するか否かの認定などを行っています。

フルコスト 737.1億円

(内訳)

人にかかるコスト	376.0億円
物にかかるコスト	25.2億円
庁舎等(減価償却費)	34.0億円
事業コスト	301.7億円

(参考)自己収入 57.1億円
資源配分額(現金給付等) 一億円

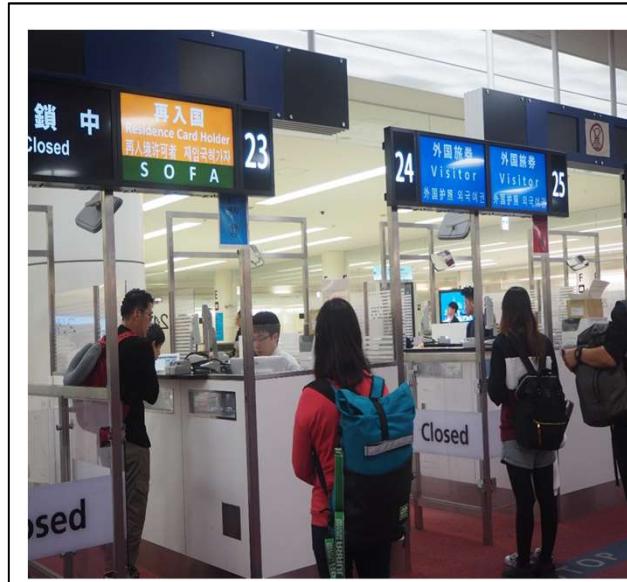
単位当たりコスト

業務1件当たりコスト: 3,085円
(参考)単位:業務件数 23,888,326件

国民1人当たりコスト: 598円
(参考)単位:総人口 123,250,274人

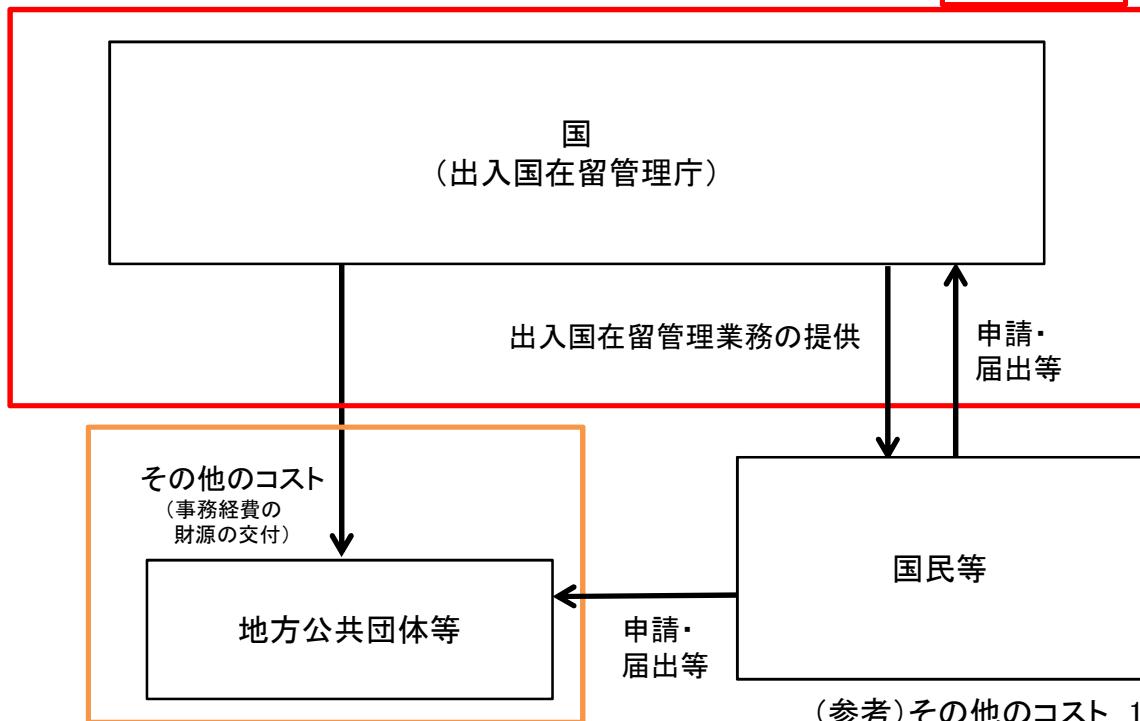
主な保有資産

無形固定資産(システム): 6.6億円
無形固定資産(システム): 3.4億円



出入国在留管理業務の流れ

フルコスト



【参考】フルコストの算定方法について

フルコストの算定にあたっては、国家公務員給与等実態調査（人事院）及び省庁別財務書類における業務費用計算書等を活用して算定しております。

1. 人にかかるコスト

国家公務員給与等実態調査より算定した平均給与額等に、業務に従事する各職員の概ねの業務量の割合を合計して算出した職員数を乗じて、当該業務に係る「人にかかるコスト」を算出しております。

2. 物にかかるコスト

業務費用計算書に計上されている庁費等の事務費の金額を、まずは各部局へ配分を行い、次に各部局から事業単位へ配分して当該業務に係る「物にかかるコスト」を算出しております。

3. 庁舎等（減価償却費）

庁舎等（減価償却費）についても、上記「2. 物にかかるコスト」と同様、業務費用計算書に計上されている金額を、まずは各部局へ配分を行い、次に各部局から事業単位へ配分して当該業務に係る「庁舎等（減価償却費）」を算出しております。

4. 事業コスト

業務費用計算書に計上されている業務に直接要する費用を事業コストとして算出しております。なお、「補助金・給付金事業型」については、資源配分（現金等の給付額）に要したコスト（間接コスト）をフルコストとして算出しているため、資源配分額そのものは含まれておりません。

【司法書士試験業務における事業コスト】

該当する事業コストはありません。

5. 自己収入

手数料等として、税以外で直接受け入れた収入がある場合には、その額について算出しております。

【出入国在留管理業務について】

自己収入については、平成30年度公表資料から掲載することとしたため、「平成28年度 個別事業のフルコスト情報の開示」及び「平成29年度 個別事業のフルコスト情報の開示」における公表資料では自己収入なしとしております。

7. 資源配分額

国から交付された現金等が最終的に国民等へ行き渡った金額を算出しております。

特記事項

1. 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症により、事業コスト等に影響が生じております。例として、出入国在留管理業務について、出入国に係る渡航自粛等による当該業務件数の変動に伴い、事業コスト等に影響が生じております。
2. 令和元年度までは、試行的な取組としてフルコスト情報の開示を行っておりましたが、令和2年度より、本格的な取組としてフルコスト情報を開示しております。その際、算出方法等を一部変更しているため、試行的取組と同一の事業であっても令和元年度の計数と単純な経年比較ができない場合があります。

フルコスト情報に係る問い合わせ先
法務省大臣官房会計課 電話番号 03-3580-4111 (内線: 4367)